

契約約款

この契約約款(以下、本契約約款という)は、Car From Japan 商品販売サービス利用に関する基本契約と一体となって、同基本契約の内容となるものである。

第1条 定義

1. Car From Japan 商品販売サービス利用に関する基本契約に記載した定義に従う。また、Car From Japan 商品販売サービス利用に関する基本契約又は同契約書を本基本契約書または本基本契約という。
2. 営業日とは、(www.carfromjapan.com)ウェブページに掲載されている営業カレンダーに表示されている営業日のことである。

第2条 契約約款の変更

甲は、事前にウェブサイト上において契約約款の変更を通知することにより、本契約約款を一方的に変更することができる。この場合、変更された契約約款は、発行日以降において本件サービスに適用される。

第3条 本サービスの利用に関する基本契約の成立時期

本サービスを利用しようとする者は、甲所定のウェブ上の申込書(以下「申込書」といいます)の内容、本基本契約、本契約約款記載の内容その他甲の定める書面の内容を承諾の上、甲に対し甲指定の方法で、申込書に必要事項を記入の上甲に提出し、甲が定める取引審査基準に基づく内部審査により適格と判断したときは、これを申込者に対して通知する。この通知がなされた時をもって、甲とサービス利用者との間に、本基本契約および本契約約款に定める条件にて本基本契約が成立するものとする。

第4条 売買契約の不保証

本サービスは、本件商品に関し、サービス利用者と顧客との売買契約の成立を保証するものではない。また、甲又は甲の指定する者とサービス利用者との売買契約の成立を保証するものでもない。

第5条 本サービスの手続きの流れ

- ① サービス利用者は、甲がインターネット上で提供する甲所定のフォーマット、又は甲の指定する方法で、商品情報を甲に提供する。
- ② 甲は、本基本契約および本契約約款に基づき、サービス利用者から提供された本件商品の商品情報をインターネット等に掲載する。
- ③ 顧客から甲あてに本件商品を購入したいとの申し入れがあったときは、甲が顧客の希望する最終的な取引条件を取りまとめ、この条件を確定する。
- ④ 顧客が希望する取引条件が確定したときは、甲はサービス利用者と同取引条件を連絡し、本件商品の存在、同取引条件で取引を行う意思の有無を確認する。

甲は、顧客に代わって甲又は甲が指定する者が本件商品を買受ける場合、このステップでその条件を提示し、同取引条件で取引を行う意思の有無を確認する。

- ⑤ 上記④においてサービス利用者が甲に対して、顧客ないし甲又は甲の指定する者との取引を行う意思のあることを甲が指定する方法で表明したときは、同表明により本件商品につき売買の予約が成立し、同表明の日の翌日から5日間、サービス利用者は同取引をキャンセルすることができなくなる(この期間を「予約期間」という)。

但し、甲の都合により予約を無料にてキャンセルすることができる。このキャンセルがなされても、サービス利用者は甲に対して異議やクレームを述べることはできない。

⑥ サービス利用者が予約期間内に、甲所定の方法により、本件商品の売買成立の「確定通知」がなされたときは、サービス利用者と顧客ないし甲又は甲の指定する者との間で直接、予約された取引条件で売買契約が締結される。

甲が予約期間内にサービス利用者に対して確定通知を送信しない場合には、当該予約は取り消され、売買契約は成立しなかったものとする。この場合において甲は売買の不成立につき何らの責任を負わないものとする。

⑦ 上記の確定通知がなされた場合は、サービス利用者は予約により確定された取引条件に従い、顧客ないし甲又は甲の指定する者のいずれかに本件商品を引き渡さなければならない。

⑧ サービス利用者は予約された取引条件に従って本件商品を引き渡すために同商品を発送したときは、甲に対して、その旨を甲所定の方法で通知し、かつ、その発送を証する書面を甲が指定する方法によって提示しなければならない。

⑨ サービス利用者は上記⑧において本件商品の発送を証する書面を適格に甲へ提示したときは、その提示がなされた次の日から3営業日以内に甲がサービス利用者の指定する銀行口座に当該商品の売買代金を振り込んで支払う。

但し、サービス利用者が提示した書面が不適格と甲が判断した場合、甲がサービス利用者によるその通知を行う。この場合、サービス利用者が適格な書面を提出するまで、甲には本件商品の売買代金を振り込む義務はない。

第6条 サービス利用者の注意事項と遵守事項

1. サービス利用者は、本件商品の担当者として1名以上の者を指定し、甲に対し、当該担当者の名称および連絡先(電話番号)およびeメールアドレスを明示しなければならない。サービス利用者は、当該担当者に変更になった場合やeメールアドレス等が変更された場合には、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2. サービス利用者が前項の変更の通知をしなかった場合や変更の通知が遅れた場合は、その責めはサービス利用者が負うものとし、甲はその責めを負わない。

3. 甲からのサービス利用者への通知やサービス利用者から甲への通知は、主としてインターネットをもって行う。それらの通知は発信の日時(時刻)をもって通知が相手方に送達されたものとする。

4. 甲は必要に応じて担当者とインターネット以外の方法で連絡を取ることがある。この場合、年末年始を除き、日本国内郵便の場合には2日間、海外郵便メールの場合には5日間の経過によりサービス利用者が郵便を正確に受け取ったものとする。

6. サービス利用者、又はサービス利用者が指定する担当者は、甲からの連絡を受けたときは、2営業日以内に必ず甲に連絡をとらなければならない。

7. 当該担当者と連絡が取れない場合には、甲は本サービスの提供を一時停止することができる。また、当該担当者と連絡が取れない期間が7営業日に達したときは、甲は本件基本契約を直ちに解約することができる。これらの処置がなされても、サービス利用者は甲に対して異議やクレームを述べることはできない。また、その処置がなされても、本基本契約の締結から1年間はサービス基本利用料が発生するものとする。

8. サービス利用者は、甲に提供する本件商品や商品情報に関して、すべての責任を負う。サービス利用者が提供する商品情報のもとにサービス利用者の商品を購入した顧客から甲宛にクレームがあったときは、甲がそのクレーム内容が正当であると判断した場合には、サービス利用者が当該顧客に対し、甲の指定する方法に従って誠実にクレーム対応を行わなければならない。甲又は甲の指定する者が本件商品を購入した場合も、また上記に同じ。

サービス利用者が甲の指示に反して誠実な対応を取らないと甲が判断したときは、甲は本基本契約を直ちに解約することができる。また、この場合において、甲は、サービス利用者に対して、予約により確定した本件商品の取引価額の総額に相当する違約金を請求することができる。これらの処置がなされても、本基本契約の締結から1年間はサービス基本利用料が発生するものとする。

9. サービス利用者が提供する本件商品が犯罪行為によって取得されたものであったり、犯罪行為に利用され

たものであることが判明したり、また、サービス利用者が本サービスを犯罪に利用しようとしていることが判明したり、或いは、それらの疑いが生じた場合には、甲は、商品情報をウェブ等から削除し、本サービスの提供を一時停止したり、直ちに本基本契約を解約することができる。これらの処置がなされても、本基本契約の締結から1年間はサービス基本利用料が発生するものとする。

また、上記の各場合において、警察等の捜査機関からの協力が要請されたときは、甲はこれに応じて捜査機関に対して、サービス利用者に関する情報を提供するなどの協力をを行うことができる。これらの処置がなされても、サービス利用者は甲に対して異議やクレームを述べることはできない。

第7条 コンテンツの使用許諾

サービス利用者が甲に提供するコンテンツ(情報、写真、画像などの著作物、ロゴを含む商標など)について、甲は使用することができ、サービス利用者は、これらの使用を許諾する。

第8条 キャンセル時の違約金

1. サービス利用者が予約期間内に同取引をキャンセルした場合や予約期間を経過して同取引をキャンセルした場合には、サービス利用者は甲に対し、次の区分に従って、違約金を支払わなければならない。

(1) 予約期間内のキャンセル

1 予約につき、5万円又は予約により確定された本件商品価格の総額の10%に相当する金額のうち、どちらか大きい額

(2) 売買確定通知の発送後のキャンセル

予約により確定された本件商品価格の総額の20%に相当する価額又は10万円のうち、どちらか大きい額

2. サービス利用者が、甲からの確定通知の発信日から60日以内に本件商品が顧客宛てに発送されないときは、同顧客との売買契約はその期間の経過をもって自動的に取り消され、サービス利用者は予約により確定された本件商品価格の総額の30%に相当する価額又は15万円のうち、どちらか大きい額)の違約金を甲に支払わなければならない。甲又は甲の指定する者が本件商品の買い主となった場合もまた、上記に同じ。

3. 上記1項及び2項の各場合において、甲に違約金を超える損害が発生したときは、サービス利用者は、別途、損害金額に達するまで損害金を支払わなければならない。

第9条 本サービスの提供の一時停止に関する免責

甲は、次のような事由によりやむを得ず本サービスの提供を一時停止することがあり、これによりサービス利用者に販売機会を失い、損失が生じても、甲はその損害を賠償する等、補償する責を負わない。

(1) サービス利用者が本基本契約ないし本契約約款の定める義務を履行しなかったり、禁止する行為を行ったとき

(2) 通信環境の障害、システム上の不具合やメンテナンスなどに起因する一時的停止

第10条 サポート業務の提供

1. 甲は、サービス利用者のために、操作方法等に関する問い合わせの受付を行う。サポートセンターの受付時間とメールアドレスは、下記の通りである。

2. 受付時間：月曜日～金曜日 10時～18時（日本時間）

休日：年末年始、土、日、及びウェブページに掲載する営業カレンダーで指定する日

3. eメール：ask@carfromjapan.com

以上